

平成17年1月31日

北海道知事

高橋 はるみ 様

(社)農林水産先端技術産業振興センター(STAFF)

理事長 畑中 孝晴

遺伝子組換え作物の栽培に関する条例に対する要請

貴道でご検討中の遺伝子組換え作物の栽培に関する条例において、一般栽培を知事の許可制、試験栽培を届出制とし、さらに試験栽培にまで罰則規定を設ける案がとりまとめられているとの報道に接し、驚きを禁じえません。

遺伝子組換え作物・食品の安全性については、法令に基づいて、国による厳格な審査がなされ、消費者の安全・安心は十分に確保されているものと考えられます。

遺伝子組換え作物の栽培面積は、2004年には、世界17カ国で8,100万haに達していますが、現在まで食品の安全性や環境に対し害を及ぼしたとの事例はありません。

貴道が、国によって安全性が確認されている遺伝子組換え作物までより厳格に規制し、ましてや条例違反者に罰則を科すような措置をとることは、この技術によって消費者や農業者等が受けるメリットを放棄し、栽培者の選択の権利、栽培の権利を不当に侵害するとともに、遺伝子組換え技術を活用した農業・食品産業の技術革新を阻害するものであり、到底容認できるものではありません。

また、貴道で先に実施された「遺伝子組換え作物の栽培等に関する条例(仮称)素案について」に対する意見募集の結果を公表されないままに、本条例の策定を急いでおられることには大きな懸念を抱いております。

当センターは、これまで再三にわたり貴道に意見、要望を具申してきましたが、それらが全く顧慮されていないことをきわめて遺憾に思います。

あらためて、遺伝子組換え作物の栽培をいたずらに制約することがないように、条例案の再考を強く要請いたします。

[連絡先] (社)農林水産先端技術産業振興センター(STAFF)

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目9番13号 三会堂ビル7階

電話：03-3586-8644 FAX：03-3586-8277

(連絡担当者： 研究開発部 部長 志賀正和)